

仕 様 書

1 業務名

下水道河川局庁舎電気給湯器更新業務

2 業務概要

既設電気給湯器（1台）の故障に伴う機器の更新

3 業務場所

札幌市下水道河川局庁舎（札幌市豊平区豊平6条3丁目2番1号）
3階給湯室

4 履行期間

契約締結日から令和7年8月19日（火）まで

5 業務内容

(1) 調理台型電気給湯器の撤去及び設置

更新機器：日本イトミック製 型番：ES-80DWUB-LC(6)/800H 又は同等品
（既設機器：日本イトミック製 型番：ES-80DWUB/800H）

(2) 試運転調整

正常稼働の確認

(3) 片付け・清掃

機器の梱包材等は、受託者が引取ること。

また、業務に伴って生じた副産物は適正に処理すること。

(4) その他

機器の更新、試運転調整については、次に基づいて行うこと。

- ・公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） 建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編
- ・電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）
- ・土木工事共通仕様書（札幌市財政局工事管理室）

6 提出書類

(1) 作業開始前

- ・工程表

(2) 完了時

- ・業務完了届 1部
- ・業務報告書（写真含む）1部

7 委託料の支払い

業務完了後に委託者が検査を行い、合格した場合、受託者は委託料を請求することができる。

8 留意事項

- (1) 作業は原則、業務時間内（平日：8時45分～17時15分）に行うこと。
- (2) 庁舎管理の運営又は市職員の業務に支障を及ぼす恐れのある場合は、別途調整のうえ委託者の指示する時間帯に実施すること。
- (3) 工程表の作成にあたっては、事前に委託者と十分打合せを行うこと。
- (4) 業務の履行に必要な工具、計測機器等の機材、消耗部材等は、原則として受託者負担とする。
- (5) 機器の運搬に際し、養生等を要する場合は、受託者の負担で行うこと。
- (6) 作業中に事故、異変等が発生した場合は、速やかに委託者に報告すること。
- (7) 受託者は作業の実施にあたり、関係者又は第三者に対する事故防止に努め、事故に対する一切の責任を負うこと。
- (8) 業務の履行に際し、受託者の責により、庁舎、備品、設備等を破損した場合は、ただちに委託者に報告のうえ、受託者の責により原状復帰等、適切な処置を行うこと。
- (9) 本業務の履行にあたっては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (10) この仕様書に定めのない事項等は委託者との協議による。

9 担当課

札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課（庶務係）

（札幌市豊平区豊平6条3丁目2番1号 3階）